

現所有者申告書の手引き

1 現所有者申告書について

固定資産（土地・家屋）の所有者が亡くなられた場合、相続人（現所有者）となった方は、現所有者であることを申告する必要があります。（市税条例第72条の4、地方税法第384条の3）

また、相続登記等の名義変更手続が行われるまでの間、現所有者のうち一人を代表者（納税義務者代表）として納税通知書等の受領や納付を行っていただいています。

なお、申告書が提出されない場合、法定相続人のどなたかお一人を代表者として指定させていただきますのでご了承ください。

※この申告は相続登記とは一切関係ありません。相続登記については、前橋地方法務局（Tel027-221-4428）にお問合せください。

※未登記家屋の所有者変更につきましては、資産税課において別途「未登記家屋所有者変更申請書」の提出が必要になります。

2 申告書の書き方（別紙の記入例と併せてご確認ください）

記入欄	記入事項
届出人欄	申告書を前橋市へ届け出る方の氏名をご記入ください。
所有者（死亡者）欄	固定資産を所有していた方（亡くなられた方）の氏名、死亡時の住所、死亡年月日をご記入ください。
代表者欄	現所有者の代表者となる方についてご記入ください。 ※裏面【法定相続人の範囲】を参考に相続人（又は受遺者）に該当する人を代表者としてください。
代表者以外の相続人欄	代表者以外の相続人についてご記入ください（未記入でも申告は可能です。）。
相続登記欄	該当箇所にチェックを入れてください。

3 添付書類について

(1) マイナンバー関連

申告書の「代表者欄」に個人番号（マイナンバー）を記載いただいた場合は、ご提出時に以下の書類を提示（郵送の場合は写しを同封）してください。

マイナンバーカード	添付書類
お持ちの場合	マイナンバーカード 1点のみ
お持ちでない場合	以下の【マイナンバー確認書類】・【身元確認書類】から1点ずつ 【マイナンバー確認書類】 →通知カード、(マイナンバー記載の)住民票等 【身元確認書類】 →運転免許証、パスポート等

(2) その他添付書類

その他添付書類が必要となるケース	添付書類
法定相続人以外が代表者となる場合	遺言書の写し ※自筆遺言の場合は検認証明書(法務局で保管していた場合は遺言書情報証明書)を併せてご提出ください。
相続放棄をしている場合	裁判所発行の「 相続放棄申述受理通知書 」又は「 相続放棄申述受理証明書 」の写し

